

第1章 総 則

1 目的

この基準は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、消防用設備等の技術上の基準のうち、政令又は省令に定める以外の、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために、本市が付加した行政指導事項である。

これらの行政指導事項は、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下この章において同じ。）に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者に対して、火災に対する安全性の向上、必要性や具体策について、火災事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないように配慮が必要である。

3 用語

- (1)「法」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2)「政令」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3)「省令」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4)「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (5)「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (6)「条例」とは、松戸市火災予防条例（昭和 48 年松戸市条例第 44 号）をいう。

- (7)「条則」とは、松戸市火災予防条例施行規則（昭和 48 年松戸市規則第 62 号）をいう。
- (8)「建基法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (9)「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (10)「建基省令」とは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）をいう。
- (11)「県条例」とは、千葉県建築基準法施行条例（昭和 36 年千葉県条例第 39 号）をいう。
- (12)「通常用いられる消防用設備等」とは、法律第 17 条第 1 項の関係者が、政令第 10 条から政令第 29 条の 3 までの規定により設置及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等をいう。
- (13)「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、総務省令で定めるところにより、その防火安全性能が通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設をいい、消防長又は消防署長が、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができるものをいう。
- (14)「JIS」とは日本産業規格をいう。
- (15)「主要構造部」とは、建基法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。
- (16)「耐火構造」とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (17)「準耐火構造」とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- (18)「防火構造」とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (19)「その他構造」とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
- (20)「不燃材料」とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- (21)「準不燃材料」とは、建基令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- (22)「難燃材料」とは、建基令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- (23)「防火設備」とは建基法第 2 条第 9 号の 2 口に規定するものをいう。
- (24)「特定防火設備」とは建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- (25)「防火戸」とは、建基令第 109 条第 1 項に規定するものをいう。
- (26)「特定防火戸」とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- (27)「常時閉鎖式」とは、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのものをいう。
- (28)「随時閉鎖式」とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器と連動して閉鎖するものをいう。
- (29)「防火ダンパー」とは、建基令第 112 条第 16 項に規定する構造の特定防火設備をいう。

- (30)「避難階段」とは、建基令第 123 条第 1 項及び第 2 項に規定するものをいう。
- (31)「屋外避難階段」とは、建基令第 123 条第 2 項に規定するものをいう。
- (32)「特別避難階段」とは、建基令第 123 条第 3 項に規定するものをいう。
- (33)「認定品」とは、省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
なお、登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具は、第 1-1 表に示すものであること。
- (34)「受託評価品」とは、法第 21 条の 2 第 1 項に規定する検定対象機械器具及び認定品以外の消防の用に供する機械器具等のうち、日本消防検定協会が定める技術基準に適合しているものをいう。
- (35)「特定防火対象物」とは、政令別表第 1(1)から(4)まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物をいう。
- (36)「非特定防火対象物」とは、政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- (37)「特定用途」とは、政令別表第 1(1)から(4)まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途をいう。
- (38)「無窓階」とは、建築物の地上階のうち、省令 5 条の 3 で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。
- (39)「防災センター」とは、省令第 12 条第 1 項第 8 号に規定するものをいう。
- (40)「中央管理室」とは、建基令第 20 条の 2 第 2 号に規定するものをいう。
- (41)「常用電源」とは、停電時以外の場合、常に用いられる電源をいう。
- (42)「非常電源」とは、火災等の際、停電した場合でも消防用設備等が使用できるように設けられる電源をいう。
- (43)「熱感知器」とは、火災により生ずる熱を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- (44)「煙感知器」とは、火災により生ずる燃焼生成物（以下「煙」という。）を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。
- (45)「炎感知器」とは、火災による炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。

4 基準の適用範囲

- (1) この基準は令和 6 年 7 月 18 日から適用する。

- (2) この基準適用の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、従前の指導によるものとする。

第1—1表

(消火設備)

省令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第11条の2第2号 ○第12条第1項第1号の2 ○第13条の6第4項第7号 ○第18条第4項第3号の2 ○第22条第1号の2	屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース並びに屋外消火栓設備の放水用器具	屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成25年3月消防庁告示第2号)〔屋内消火栓等告示〕	○日本消防検定協会 ○(一財)日本消防用設備安全センター(放水口)
○第12条第1項第6号ニ(ロ)及びホ(ロ) ○第14条第1項第10号 ○第16条第3項第2号の2 ○第18条第4項第8号 ○第22条第8号	合成樹脂製の管及び管継手	合成樹脂製の管及び管継手の基準(平成13年3月消防庁告示第19号)(合成樹脂管等告示)	(一財)日本消防用設備安全センター
○第12条第1項第6号ホ(イ)並びにト(イ)及びロ	金属製管継手及びバルブ類	金属製管継手及びバルブ類の基準(平成20年12月消防庁告示第31号)〔金属製管継手等告示〕	(一財)日本消防用設備安全センター
○第12条第1項第7号ニ	ポンプ方式の加圧送水装置	加圧送水装置の基準(平成9年6月消防庁告示第8号)〔加圧送水装置告示〕	(一財)日本消防用設備安全センター
	圧力水槽方式の加圧送水装置		
	加圧送水装置の制御盤		

○第 14 条第 1 項第 6 号ハ	スプリンクラー設備の送水口	スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成 13 年 6 月消防庁告示第 37 号）〔送水口告示〕	（一社）日本放水器具工業会
○第 13 条の 4 第 2 項、同条第 3 項第 1 号 ○第 13 条の 6 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 5 号 ○第 14 条第 2 項第 3 号	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年 8 月消防庁告示第 6 号）〔放水型ヘッド等基準告示〕	日本消防検定協会
○第 19 条第 2 項第 4 号、同条第 3 項第 4 号 ○第 20 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 2 号 ○第 21 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 2 号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の噴射ヘッド	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成 7 年 6 月消防庁告示第 7 号）〔噴射ヘッド告示〕	（一財）日本消防用設備安全センター
○第 19 条第 5 項第 6 号の 2、第 8 号、第 9 号ニ、第 12 号及び第 13 号ハ ○第 20 条第 4 項第 4 号ロ、同条第 5 項 ○第 21 条第 4 項第 3 号ニ、同項第 7 号ハ及び同条第 5 項	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の放出弁	不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成 7 年 1 月消防庁告示第 1 号）〔放出弁告示〕	（一財）日本消防用設備安全センター
○第 19 条第 5 項第 11 号ニ ○第 20 条第 4 項第 10 号 ○第 21 条第 4 項第 11 号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の選択弁	不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成 7 年 1 月消防庁告示第 2 号）	（一財）日本消防用設備安全センター

○第 19 条第 5 項第 17 号ニ ○第 20 条第 4 項第 13 号 ○第 21 条第 4 項第 15 号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の音響警報装置	不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準（平成 7 年 1 月消防庁告示第 3 号）	（一財）日本消防用設備安全センター
○第 19 条第 5 項第 19 号イ(ハ)	不活性ガス消火設備の閉止弁	不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和 4 年 9 月消防庁告示第 8 号）	（一財）日本消防用設備安全センター
○第 19 条第 5 項第 19 号の 3 ○第 20 条第 4 項第 14 号の 2	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤	不活性ガス消火設備等の制御盤の基準（平成 13 年 6 月消防庁告示第 38 号）	（一財）日本消防用設備安全センター
○第 19 条第 6 項第 6 号 ○第 20 条第 5 項第 3 号 ○第 21 条第 5 項第 3 号	移動式の二酸化炭素消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備及び移動式の粉末消火設備のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール	移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル開閉弁及びホースリールの基準（昭和 51 年 2 月消防庁告示第 2 号）	（一財）日本消防用設備安全センター
○第 21 条第 4 項第 9 号ハ	粉末消火設備の定圧作動装置	粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成 7 年 1 月消防庁告示第 4 号）〔定圧作動装置告示〕	（一財）日本消防用設備安全センター

(警報設備)

省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第 24 条第 5 号ト及び第 5 号の 2 ニ	地区音響装置	地区音響装置の基準（平成 9 年 6 月消防庁告示第 9 号）	日本消防検定協会
○第 24 条の 2 の 3 第 2 項	ガス漏れ検知器	ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和 56 年 6 月消防庁告示第 2 号）〔ガス漏れ検知器告示〕	
第 25 条第 3 項第 1 号	火災通報装置	火災通報装置の基準（平成 8 年 2 月消防庁告示第 1 号）〔火災通報装置告示〕	（一財）日本消防用設備安全センター
第 25 条の 2 第 3 項	非常警報設備の非常ベル、自動式サイレン及び放送設備	非常警報設備の基準（昭和 48 年 2 月消防庁告示第 6 号）〔非常警報告示〕	日本消防検定協会

(避難設備)

省令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第 27 条第 1 項第 11 号	避難はしご	避難器具の基準(昭和 53 年 3 月消防庁告示第 1 号)〔避難器具告示〕	(一財)日本消防用設備安全センター
	すべり台		
	避難ロープ		
	救助袋		
	すべり棒		
	避難用タラップ		
	避難橋		
	避難器具用ハッチ	避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成 8 年 4 月消防庁告示第 2 号)〔避難器具設置基準告示〕	(一社)全国避難設備工業会
第 28 条の 3 第 6 項	誘導灯	誘導灯及び誘導標識の基準(平成 11 年 3 月消防庁告示第 2 号)〔誘導灯告示〕	(一社)日本電気協会
	中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識		(一財)日本消防設備安全センター
	電気エネルギーにより光を発する誘導標識		(一社)日本消防防災電気エネルギー標識工業会

(消火活動上必要な施設)

省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第 30 条の 3 第 3 号イ ○第 31 条第 5 号ハ並びにニ(イ)及び (ロ)	金属製金継手及びバルブ類	金属製管継手及びバルブ類の基準 (平成 20 年 12 月消防庁告示第 31 号)〔金属製管継手等告示〕	(一財)日本消防設備 安全センター
○第 30 条の 3 第 3 号イ ○第 31 条第 5 号ハ並びにニ(イ)及び (ロ)	連結散水設備及び連結送水管の送水口	スプリンクラー設備等の送水口の 基準(平成 13 年 6 月消防庁告示第 37 号)〔送水口告示〕	(一社)日本消防放水 器具工業会
○第 30 条の 3 第 1 号ハ	散水ヘッドのうち、開放型のもの	開放型散水ヘッドの基準(昭和 48 年 2 月消防庁告示第 7 号)	(一財)日本消防設備 安全センター
○第 31 条第 4 号の 2 及び第 6 号ロ	連結送水管の放水口及び放水用器具	屋内消火栓設備の屋内消火栓等の 基準(平成 25 年 3 月消防庁告示第 2 号)〔屋内消火栓等告示〕	○(一財)日本消防設備 安全センター ○日本消防検定協会

(電気設備)

省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第 12 条第 1 項第 4 号イ(ニ)(1)	キュービクル式非常電源専用受電設備	キュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和 50 年 5 月消防庁告示第 7 号)	(一社) 日本電気協会
○第 12 条第 1 号第 4 号イ(ホ)	配電盤及び分電盤	配電盤及び分電盤の基準(昭和 56 年 12 月消防庁告示第 10 号)〔配電盤等告示〕	(一社) 日本電気協会
○第 12 条第 1 項第 4 号ロ(ニ)	自家発電設備	自家発電設備の基準(昭和 48 年 2 月消防庁告示第 1 号)〔自家発告示〕	(一社) 日本内燃力発電設備協会
○第 12 条第 1 項第 4 号ハ(ニ)	蓄電池設備	蓄電池設備の基準(昭和 48 年 2 月消防庁告示第 2 号)〔蓄電池告示〕	(一社) 日本電気協会
○第 12 条第 1 項第 4 号ニ(ロ)	燃料電池設備	燃料電池設備の基準(平成 18 年 3 月消防庁告示第 8 号)〔燃料電池告示〕	(一社) 日本電気協会
○第 12 条第 1 項第 4 号ホ(ロ)ただし書	耐火電線	耐火電線の基準(平成 9 年 12 月消防庁告示第 10 号)	(一社) 電線総合技術センター
○第 12 条第 1 項第 5 号ロただし書	耐熱電線	耐熱電線の基準(平成 9 年 12 月消防庁告示第 11 号)	(一社) 電線総合技術センター

(総合操作盤)

省令	消防用設備等又はこれらの部分である 機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○第 12 条第 1 項第 8 号 ○第 14 条第 1 項第 12 号 ○第 16 条第 3 項第 6 号 ○第 18 条第 4 項第 15 号 ○第 19 条第 5 項第 23 号 ○第 20 条第 4 項第 17 号 ○第 21 条第 4 項第 19 号 ○第 22 条第 11 号 ○第 24 条第 9 号 ○第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 10 号 ○第 25 条の 2 第 2 項第 6 号 ○第 28 条の 3 第 4 項第 12 号 ○第 30 条第 10 号 ○第 30 条の 3 第 5 号 ○第 31 条第 9 号 ○第 31 条の 2 第 10 号 ○第 31 条の 2 の 2 第 9 号	総合操作盤	総合操作盤の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 7 号） 〔操作盤基準告示〕	○日本消防検定協会 ○（一財）日本消防設備安全センター

(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等)

省令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告示〔略称〕	登録認定機関
○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 16 年 5 月総務省令第 92 号）	パッケージ型消火設備	パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 12 号）〔パッケージ型消火設備告示〕	（一財）日本消防設備安全センター
○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 16 年 5 月総務省令第 92 号）	パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 13 号）〔パッケージ型自動消火設備告示〕	○日本消防検定協会 ○（一財）日本消防設備安全センター
特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年 3 月総務省令第 23 号）	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手	特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年 3 月消防庁告示第 5 号）〔特定駐車場告示〕	日本消防検定協会